

入札公告

令和4年1月11日

社会福祉法人セイワ 介護老人福祉施設すみよし大規模修繕工事について一般競争入札を実施するため、次の通り公告する。

社会福祉法人セイワ
理事長 加藤 不二太郎

1. 公告期間 令和4年1月11日(火)から令和4年1月18日(火)まで
2. 工事概略等
 - ①工事名 社会福祉法人セイワ介護老人福祉施設すみよし大規模修繕工事
 - ②工事場所 神奈川県川崎市中原区木月祇園町2番1号
 - ③工事概要 施設外壁、防水およびガラスブロック等についての修繕工事
詳細は、仕様書および設計図書の通り
 - ④工事期間 契約の日から令和4年10月末日までとする
なお、川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金を受ける予定の工事であるため、令和3年度出来高5% 令和4年度出来高95%となるように施工すること
3. 入札方法等
 - ①一般競争入札
 - ・ 入札参加申込書および設計図書等の配布：公告日より随時
 - ・ 入札参加申込書等の提出：令和4年1月18日(火)まで
 - ・ 配布および提出場所：介護老人福祉施設すみよし受付
 - ・ 配布および提出等の受付時間：午前10時から午後4時まで（日・祝を除く）
 - ・ 現場見学：令和4年1月17日(月)～1月18日(火)の間に入札参加申込者の必要に応じて実施する（希望する業者は事前に施設担当者と日程を調整すること）
 - ・ 入札日時：令和4年1月31日(月)午前10時30分
 - ・ 執行場所：介護老人福祉施設すみよし 会議室
 - ・ 結果：開札時、落札者決定

・問合せ先：〒211-0033 神奈川県川崎市中原区木月祇園町2番1号
社会福祉法人セイワ介護老人福祉施設すみよし 担当 大場
TEL 044-455-0880 FAX 044-455-0883
Mail : s-sumiyoshi4@soleil.ocn.ne.jp

- ②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること
- ③入札書に記載する日付は、当該入札執行日を記載すること
- ④入札保証金は免除とする
- ⑤質問についてはFAX又はメールで受付する。他の方法では受け付けない
質問の締切は令和4年1月20日(木)までとし、回答は申込のあった業者に対し、令和4年1月22日(土)までにメールで行う

4. 入札参加申込書 提出書類

- ①入札参加申込書
- ②会社案内および名刺
- ③建設業許可書の写し
- ④過去3年間に、類似の修繕等工事を施工した実績がわかるもの（写しでも可）

5. 入札参加資格

「川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金」を利用するため、「補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注」が適用されることから、参加資格についてもこれを前提とし、下記の要件を全て満たしている者であることとする

- ①令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に「市内」「中小企業」で登録されていること
- ②令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に業種「建築」ランク「A」以上で登録されていること
- ③過去3年間に、類似の修繕等工事の施工実績があること
- ④別紙仕様書及び設計図書通りに履行可能であること
- ⑤地方自治法施工令第167条の4の規定に該当していないこと
- ⑥監理技術者の配置ができること

- ⑦当法人の役員等およびその親族等と特殊関係があるものが役員についていない業者であること

6. 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和4年1月24日(月)までに電話にて通知する。「参加資格有り」の通知を受けたものは入札参加資格があるものとする。

7. 予定価格 非公表

8. 最低制限価格 非公表

9. 工事請負契約書の作成の要否 要

10. 落札者の決定

- ①予定価格の範囲内かつ最低価格で入札したものを落札者とする
- ②予定価格の範囲内で入札したものがない場合は、再度入札を実施する
(再度入札を含め入札は3回まで)

11. 入札に関わる注意事項

下記の各項目に該当する入札は無効とする

- ①入札に参加する資格のない者がした入札
- ②談合その他不正行為があったと認められる入札
- ③入札書に押印のないもの
- ④記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
- ⑤2通以上の入札書を提出したもの
- ⑥前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

12. 入札および開札の立ち会い

開札に立ち会う者は、入札者またはその代理人とする。ただし代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出すること

13. 契約方法等

- ①落札者決定した日から、速やかに契約を締結することとする
- ②落札者は工事費内訳書を、落札後速やかに作成し提出すること
- ③代金の支払いについては、令和3年度に5%、令和4年度に95%の施工となることから、令和3年度施工分については令和4年4月末日まで、令和4年度施工分については施工完了後、月末締め翌2ヶ月以内に落札者指定口座へ支払うものとする